

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、「障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる『共生社会』の実現」をめざす総合的な計画です。

(1) 関係機関・団体との連携

本計画における各種施策の推進にあたっては、庁内関係部局、当事者団体、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体、地域住民、企業等がそれぞれの役割を認識し、連携を図りながら総合的に取り組みます。

その中で、地域における障がいのある人を支えるネットワークの核となる「障がい者総合支援協議会」による中立・公平な相談支援事業の実施や、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善、本計画の推進に必要な事項の検討・着実な進行管理に努めます。

(2) 障害保健福祉圏域における連携

必要な障がい福祉サービス量の確保やより効果的な事業展開のため、海部圏域において連携を図り、サービス供給及び支援体制の充実を図ります。

2 計画の進行管理

本計画の施策やサービスの実効性を高めるため、計画の評価・見直しを行う機関として「障がい者総合支援協議会」を位置づけるとともに、庁内による施策の進捗状況や数値目標等の評価を行います。

国の基本指針に即して、計画期間の各年度におけるサービス見込量のほか、平成 32 年度末の目標値の達成状況を点検及び評価し、計画の見直しを実施します。

また、障がいのある人のニーズや国・県の障がい福祉施策の動向等を踏まえて、必要に応じ、計画を見直すこととします。

